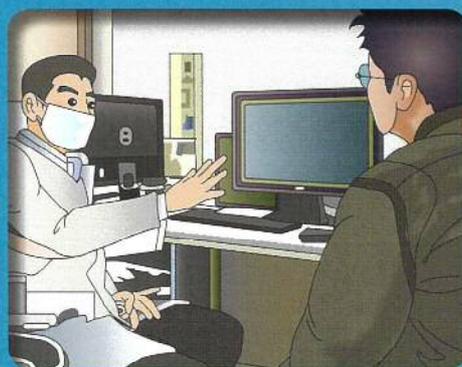
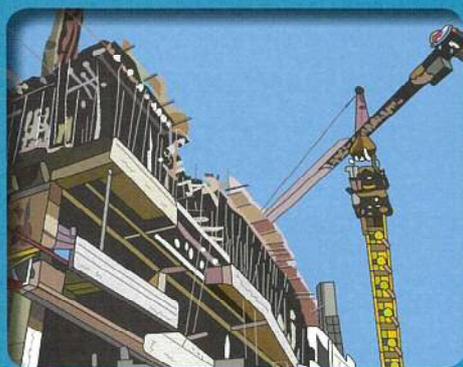


安全 健康 見直して SDGs 推進だ



まずは相談

労働安全コンサルタント 労働衛生コンサルタント

事業場の安全衛生の改善計画作成には、
労働安全衛生法第80条に基づく
労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタントによる
安全衛生診断を受けることが最も効果的です。

労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタントは、国が行うハイレベルの試験に合格し、登録を受けた安全衛生の専門家です。事業場の安全衛生診断を行い、安全衛生の改善計画の作成その他の安全衛生指導を行うのが主な職務です。安全衛生についての高度の専門技術を有していますので、皆様方の良いご相談相手になれると存じます。ぜひ労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタントをご活用下さい。

こんな時に



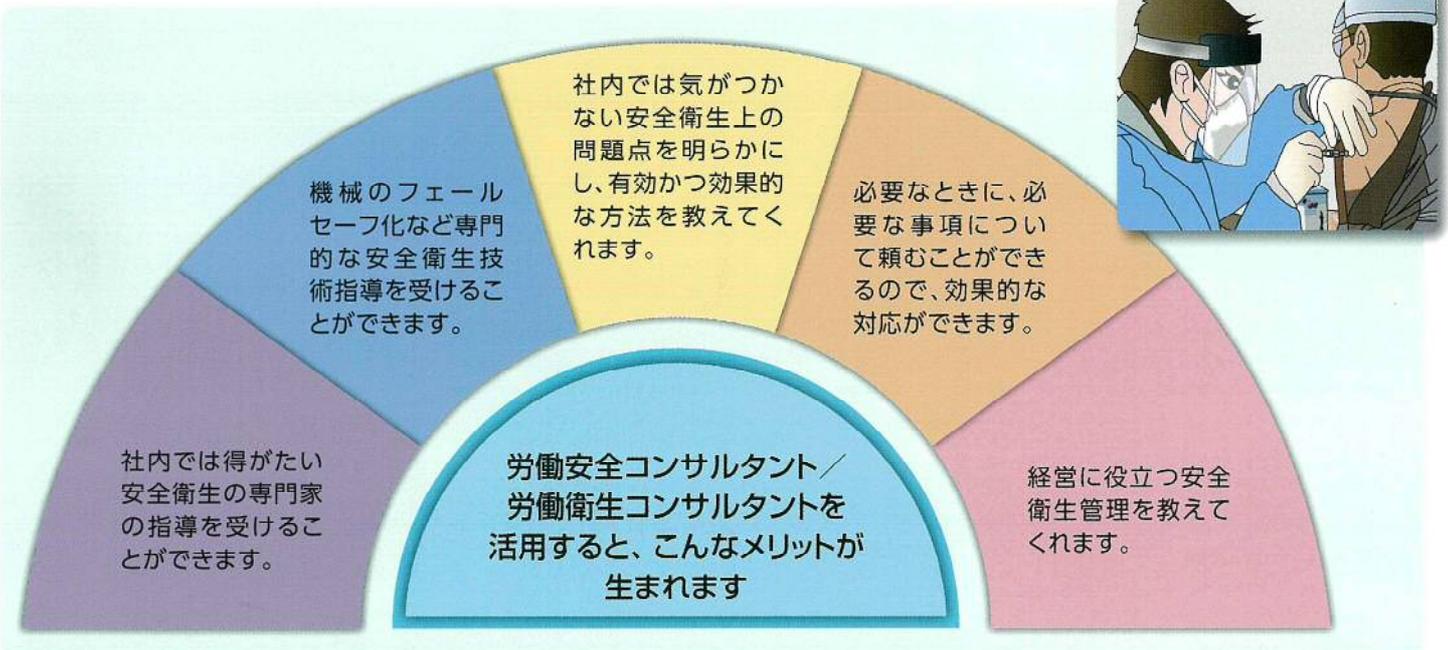
労働安全衛生法第 88 条 第1項による届出の免除

免除認定の申請には、労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタントによる評価と監査が必要となります

リスクアセスメントを含む労働安全衛生マネジメントシステムを適切に実施している事業所（建設業の場合は店社）が労働基準監督署長の認定により計画の届出が免除される制度（法 88条第1項ただし書き）については、署長に対する認定の申請にあたって、事業所又は建設業の店社が、労働安全衛生マネジメントシステムを構築し、適切に実施していることを労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタントによる評価を受け、さらに、その評価結果について別の労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタントの監査を受けることが必要となります。

労働安全コンサルタント/ 労働衛生コンサルタントの活用を!

- 労働災害が発生したとき、再発防止対策をたてる時
- 安全衛生管理特別指導事業場の指定を受けたとき
- 計画の届出をする時
- 労働安全衛生マネジメントシステムを導入するとき
- 機械設備や化学物質のリスクアセスメントを行う時
- 機械設備や作業環境の改善を行う時
- 安全衛生講演や安全衛生教育の講師が必要となる時
- 安全衛生管理規程や作業手順の作成をする時
- 安全衛生管理活動を活発にしようとする時
- 健康診断や作業環境測定に関する事



CSP 労働安全コンサルタント、 COH/CIH 労働衛生コンサルタントとは?

CSP労働安全コンサルタント

* CSP(Certified Safety Professional Consultant)

COH労働衛生コンサルタント (保健衛生)

* COH(Certified Occupational Health Consultant)

CIH労働衛生コンサルタント (労働衛生工学)

* CIH(Certified Industrial Hygiene Consultant)

労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタントは労働安全衛生法に定められた厚生労働大臣の行う国家試験に合格し、労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタント名簿に登録された労働安全衛生の高度な専門家です。

グローバル化の今、世界に通用する専門家としても、さらに一層研鑽を積むことが必要とされています。CSP労働安全コンサルタント、COH/CIH労働衛生コンサルタントとは当会の推進している労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタント生涯研修制度において、その分野の専門家の証として評価された称号です。

労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタントであって生涯研修記録(CPD)が一定以上のレベルを取得し、継続的に研鑽を積んでいると認定された労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタントにその称号の使用が許可されています。専門的事項の依頼の際、参考にさせていただきます。

「労働安全衛生マネジメントシステム」の研さんを進めよう!

A社(社員数80余名)は、総合電設サービス(送電線工事、光通信工事、風力発電設備組立等)及び太陽光発電設備・オール電化・省エネ関連電気設備の設計施工を行っていました。

A社は、<仮設ウインチ巻取り部に巻き込まれた休業4日以上<の災害を起こし>、今後、職場から類似労働災害を起こさないために、「労働安全衛生マネジメントシステム」の研さんとして「ISO45001(JISQ45001)」の審査を受けるため、B労働安全コンサルタントにアドバイスを依頼しました。

B労働安全衛生コンサルタントは、「品質マネジメントシステムISO9001(JISQ9001)」の審査員資格を取得し、さらに「労働安全衛生マネジメントシステム(OHSAS18001)」の審査員研修を経て、2018年に発足した「労働安全衛生マネジメントシステム」(以下、ISO45001)の審査員資格を取得していました。

安全衛生管理上の主な問題点

B労働安全衛生コンサルタントがA社で担当した本社と工事センターの部署での診断の結果、安全衛生管理上の問題点は下記の通りとなりました。

■本社

- 産業医、安全管理者、衛生管理者など、所轄の労働基準監督署への届出はよいが、社長が衛生管理者を兼務している。職場巡視の法的業務が不履行である。
- 安全衛生委員会は毎月開催され、議事録もあるが、出席者名が曖昧である。毎月の産業医巡視などの意見が反映されていない。
- マニュアルに「予防処置」が、まだ登場している。換言すれば、「リスクアセスメント」は、まだ十分に理解していない感じである。
- 「有資格者リスト」はあるが、取得・更新年月日が不明確である。必要な「能力向上教育」を等閑にしないこと。

■工事センター(事務所・資材倉庫)

- 「年間安全衛生推進計画」の掲示が、2019年度版である。
- 資材倉庫は、通常無人である、高さ5mの作業時に、「脚立を梯子」にして作業をしていた。「作業手順書」が不備なのは困る。
- RKYも十分に実施していないようだ。

■工事センター(施工現場)

- 「施工計画書」はあるが、現状にマッチしていないところもある。
- 送電線、エネルギー関連の有資格者の技能

講習・特別教育の確認はできるが、取得年月日などが不明確である。

- 工事部の現場での作業は、4S、RKY、服装、作業態度などはOKだったが、「緊急時の連絡体制」が不十分。
- 安全衛生協議会の開催、議事録もあるが、協議会出席者の氏名の確認が不十分。

診断指導の内容と改善計画

「仮設ウインチ巻取り部に巻き込まれた休業4日以上<の災害」について、A社の災害事例検討会での21名の出席者は、災害防止レポートを作成しました。

B労働安全衛生コンサルタントは、A社の「災害事例検討会 実施結果報告書」の記録を基に次の提言をしました。

■災害防止レポートの内容

- 発生原因の把握:回転中に手を出した/態勢が悪い状態だった/周囲に誰もいなかった/自信過剰だった
- 防止対策の検討と対策:4Sを確認して「スイッチON」/連絡合図を密に取り合い、オペレータは機械操作以外の作業はしない/回転中は「作業札」を付け、回転部へは絶対手を出さな!/指差呼称、大きな声で「回転部 停止 ヨシ」/「リスクアセスメント活動」は義務

B労働安全衛生コンサルタントは、災害事例検討会の議事録、決定事項を確認した上、「法令の更なる勉強をしよう」と下記の条文を強調しました。法令遵守は事業者の義務である。

- 安衛則107条「掃除等の場合の運転停止」
- 安衛則108条「刃部そうじ等の場合の運転停止」

改善の効果

- 45100の付属書Aには、法令(法的要求事項)も多く含まれる。中小企業だから実行しなくてよいのではなく、取り組まなければならない課題である。
- 45001、45100を使って認証をとることが目的でない。「不足しているところを補いステップアップさせる。」これも有効活用。
- 「現場を見る」→「この部分だけのPDCAを導入する」→「実際の様式に記入してもらう」→「出来る可能性のある目標を立てる」小さなPDCAを完成させることも大切な基本。ステップアップに繋がる。
- 45001、45100は、分かっただけでは、不十分。組織に説明をできなければダメ。

*その後、A社のC工事部長、D総務部長からは「勉強になりました。ありがとうございました」と、謝辞がありました。



労働安全衛生マネジメントシステム(OSHMS)についてのご相談は

労働安全コンサルタント/労働衛生コンサルタントに

労働安全衛生マネジメントシステム(OSHMS)は労働災害の防止に役立ち、職場のリスクを減少させるものでなくてはなりません。平成30年3月にはISO45001も発行され、これに伴いJISQ45001、45100も発行されました。更には国のMS指針もこれに対応すべく一部改正されました。

このためには、システム構築とパフォーマンスの向上について専門家である労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタントの指導が最適です。

構築指導、リスクアセスメント、内部監査、外部評価などなんなりとご下命下さい。

守秘義務

労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタントには、法律により守秘義務がありますので、安心してご相談いただけます。

報酬

顧問報酬、診断報酬、講演料など各業務により異なりますが、ご依頼の方の立場に立って親身にご相談に応じます。具体的にはもよりの支部にご相談下さい。

一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会

〒108-0014 東京都港区芝4-4-5 三田労働基準協会ビル5F
TEL 03-3453-7935 FAX 03-3453-9647
http://www.jashcon.or.jp E-mail info@jashcon.or.jp

労働安全衛生法第87条に基づき設立されたわが国唯一の団体です(昭和58年4月創立)。厚生労働大臣または指定登録機関の登録を受けた労働安全コンサルタントおよび労働衛生コンサルタントが会員として構成されています(約2,600名)。47都道府県に支部があります。

労働安全衛生コンサルタント制度推進月間実施のお知らせ

一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会は、労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタントが労働大臣(当時)に最初に登録された6月15日を「労働安全衛生コンサルタントの日」と定めています。本会では、この日を中心に、事業として「労働安全衛生コンサルタント制度推進月間」を全国的に展開しています。この機会に、みな様の職場における安全衛生の改善計画にぜひ労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタントをご活用下さい。

実施時期

推進月間 毎年6月1日から6月30日

準備月間 毎年4月1日から5月31日

後援

厚生労働省

中央労働災害防止協会

建設業労働災害防止協会

陸上貨物運送事業労働災害防止協会

港湾貨物運送事業労働災害防止協会

林業木材製造業労働災害防止協会

公益財団法人 安全衛生技術試験協会

全国社会保険労務士会連合会

公益社団法人 日本技術士会

独立行政法人 労働者健康安全機構

公益財団法人 全国労働基準関係団体連合会

一般社団法人 日本ボイラ協会

一般社団法人 日本クレーン協会

公益社団法人 ボイラ・クレーン安全協会

公益社団法人 産業安全技術協会

一般社団法人 仮設工業会

公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会

公益社団法人 日本医師会

公益社団法人 日本歯科医師会

公益社団法人 日本作業環境測定協会

公益社団法人 全国労働衛生団体連合会

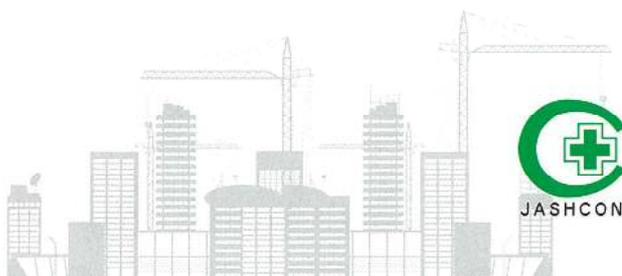
実施者

一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会

本会都道府県各支部

会員：労働安全コンサルタント

労働衛生コンサルタント



一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会

JAPAN ASSOCIATION of SAFETY and HEALTH CONSULTANTS

〒108-0014 東京都港区芝 4-4-5 三田労働基準協会ビル 5F

TEL. 03-3453-7935 FAX. 03-3453-9647

<http://www.jashcon.or.jp> E-mail : info@jashcon.or.jp

ご不明な点は本部、または下記にご照会下さい。